

2012 年 8 月 20 日 国セン在り方検討会

### 報告書(案)について

委員 中村雅人

新しい制度提案等をまとめて提案する際には、それを必要とする立法事実を先ず書くべきである。2 項の後に、「現状の問題点と課題」の項目を入れ、その後在り方を書くべきである。

在り方の項では、問題点を抽象化して書いているが、この書面だけを見た人には何のことか分からない。指摘事項のそれぞれにつき、具体的に事実を記載すべきである。

その案を別紙に記す。

今回の議論は、事業仕分の視点から起動して、タスクフォース、検証会議、本検討会議へと続いてきた。

しかし、3 年前の国会の意思は、そこにはなく、消費者庁、消費者委員会、国民生活センターがそれぞれ充実して、消費者行政を充実強化することにあった。

したがって、附則 3 項は、先ず、新たな消費者行政各機関を、正面から充実強化がはかられたかどうかを検証することにある。

かかる観点から、この 3 年間の 3 機関の実情と問題点、課題を整理することが出発点である。

(中村意見の別紙)

この3年間の消費者行政の問題は、消費者行政の司令塔を創ったはずなのに、安愚楽牧場事件、生肉ユッケ食中毒事件や茶のしづく石鹼小麦アレルギー事件に見られるように、消費者被害拡大防止に向けた行動力が不足していたり、国民生活センターの改善要望等が消費者庁で止まってしまった例に見られるように、国民の期待を裏切るような事態が生じている点にある。

それがうまくいっていない大きな要因は、現場感覚がなく、消費者目線になりきっておらず、国民の意見を謙虚に受け止めることをしないで、違う理念を持ち込んだリーダーとそれに盲従した出向職員による運用がなされたからである。

行政監視役のオンブズマン制度を摸した消費者権利院(案)を全党一致で修正して誕生した消費者委員会なのに、理想的な活躍ができていない。

消費者委員会の事務局体制・予算が社会に次々生起する消費者問題に対応するにはあまりに弱小すぎることに問題がある。

加えて、消費者庁が監視役の消費者委員会の意見を実施していない点が制度運用上非常に問題である。(他省庁は、消費者委員会の建議・提言を受け入れて制度改善・立法提案などを行っている。)

消費者団体や弁護士会も自らが推進して創設された消費者庁・消費者委員会・国センを応援しようと考えていた。しかし、消費者団体をはじめとする国民による応援体制もできなかった。

この意見書は、短期的に国センをどこに位置付けるか、だけを言うのではなく、消費者行政全体の中長期的な展望も示すものにすべきである。

今回の報告書にそった改革がなされても、不断の見直しを重ねるべきである。そのために、この報告書の冒頭か末尾に、3ないし5年後の見直しを明記し、実行すべきである。

その際、環境省の例のように消費者庁を大きくして消費者省にする案や、原子力規制委員会の例のように消費者委員会を3条委員会に格上げする案(場合によっては、その下に消費者庁を位置付ける)外国の消費者行政に見られるように公正取引委員会との関係、総務省の行政管理部門との関係、オンブズマンの位置付け、なども見据えた可能性を検討してもいいのではないかと思う。

その下地として直ぐにも着手すべきは、プロパー職員の採用、ノーリターンルールの採用である。